

令和２年度 第２回安城市市民協働推進会議 議事要旨

日時	令和２年１１月１０日（火） 午前１０時～午前１１時２０分	
場所	安城市役所本庁舎３階 第１０会議室	
出席者	委員	加藤研会長、宮原副会長、大川委員、榊原正委員、濱口委員、野村委員、山下委員、近藤委員、廣田委員、清水委員、加藤賀委員、園田委員 (欠席：野上委員、榊原直委員)
	事務局	杉浦市民生活部長、原田市民協働課長、杉浦市民協働係長、市民協働係職員（浅井、太田、井口）
次第	市民憲章唱和（省略） １ 副市長あいさつ ２ 辞令交付 ３ 委員自己紹介 ４ 会長・副会長の選出 ５ 会長あいさつ ６ 議題 （１）安城市市民協働推進計画について （２）安城市市民活動補助金について ７ その他	

今回の会議の目的

- ・安城市市民協働推進計画についての概要説明
- ・令和３年度安城市市民活動補助金についての概要説明

議事要旨

（司会）

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところ安城市市民協働推進会議にご出席いただきありがとうございます。

現在、新型コロナウイルスの影響で、本会議におきましても、マスクをつけての出席をお願いさせていただいております。説明やご意見等の発言につきましては、マスクをつけたまま行うことを、ご了承くださいたいと存じます。また、会議開催中は扉を開けたままでの換気をさせていただきますのでよろしくお願いします。

それでは、本日の委員の出席状況についてご報告させていただきます。

改選後、初めての会議となりますが、前期から引き続き委員を務めていただける方は８名、新しい委員の方は６名、委員総数は１４名となっております。

欠席のご連絡をいただいている委員の方は、榊原直志委員の１名です。野上議員は遅れておりますので、ただいまの出席委員は安城市市民協働推進会議規則第３条第２項に規定します委員の半数以上に達しており、会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。

それでは、ただ今から令和２年度第２回安城市市民協働推進会議を開催します。

「市民憲章唱和」につきましては、全員での発声を控えるため、今回は省略させていただきます。

1 副市長あいさつ

それでは、次第1「副市長あいさつ」 三星副市長からご挨拶を申し上げます。

(副市長)

改めまして、皆様おはようございます。本日は大変お忙しいところ、令和2年度第2回安城市市民協働推進会議にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

司会からも紹介がありましたように、今回が新しい委員の皆様の顔ぶれになってから初めての会議でございます。半数近くの方が入れ替えで新たに加わっていただいたということでございますので、この市民協働推進会議の成り立ちですとかその活動の内容などについて、少し触れさせていただきます。

安城市では、平成22年4月に安城市自治基本条例を制定いたしました。この条例の中で市民参加と協働によるまちづくりを進めるための基本ルールというものが定められたわけでございます。これを受ける形でおよそ2年後、平成24年10月に安城市市民協働推進条例が施行されました。そこからさらに1年遅れるかたちで安城市市民協働推進計画が策定をされました。この計画に基づきまして、地域の課題解決に貢献する市民活動を支援するための市民活動補助金制度を創設したり、あるいは協働のまちづくりを主体的に進めていただける人材を養成するための「まちづくり人養成講座」を開催するなどして、市民協働によるまちづくりの基礎作りに取り組んでまいりました。そして、平成30年度には、第2次市民協働推進計画を新たにスタートさせまして、「自立した市民活動」「市民活動団体と市との協働の更なる推進」そして「団体同士の協働の促進」これらを重要ポイントに掲げ、当時としては結構野心的にアウトカム指標などを設けまして、今日まで取り組んできたところでございます。

この市民協働推進計画に定めております施策を進めていくための進捗管理、実績の評価を行っていく、また、市民活動補助金を受けていただく団体を審査する、といった役割を皆様には担っていただくという事でございます。ご承知のとおり、今年の初めから、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、なかなか市民活動もままならない状況が続いております。新しい生活様式でのwithコロナといった中で、市民協働、市民活動の在り方というものを模索する状況が今も続いているのかなと思っております。

委員の皆様におかれましては、今後2年間、先ほども申しましたとおり、市民協働推進計画の進捗管理、市民活動補助金の参加団体の審査を通じて、市民協働によるまちづくりの実現のため、また健幸のまちづくりのためにお力をお貸ししたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。簡単ではございますけれど、私からのあいさつとさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(司会)

ありがとうございました。

2 辞令交付

続いて、次第2「辞令交付」。委嘱辞令を交付させていただきます。

代表として大川美紀様にお受け取りいただきたいと思います。大川様は正面にお越しください。皆様の辞令につきましては、お手元にありますので、ご確認をお願いします。では、副市長よろしくをお願いします。

(辞令交付)

ここで、副市長は、他の公務のため退席させていただきます。

3 委員自己紹介

続きまして、次第3「委員自己紹介」に移ります。

本来であれば、皆様から自己紹介をしていただくところですが、新型コロナウイルス感染防止のため、マイクの手渡しをしないよう、今回は、私が皆様の所属と氏名を申し上げて紹介をさせていただきます。

(委員紹介)

続きまして、事務局を紹介させていただきます。

(事務局紹介)

4 会長・副会長の選出

それでは、次に「次第4 会長・副会長の選出」に移らせていただきます。

安城市市民協働推進会議規則第2条の規定により、会長及び副会長は委員の互選により選出すると定められています。まず、会長の選出につきまして、ご発言はありますでしょうか。

(委員)

町内会長連絡協議会会長の加藤委員を推薦します。地域と行政に幅広い人脈やネットワークをお持ちであり、地域の課題にも精通している加藤委員が、この審議会の会長に適任かと思われますので、推薦いたします。

(司会)

ただいま、加藤委員を会長にというご推薦がありました。いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、加藤委員に会長をお願いしたいと思います。加藤委員は前の席へご移動をお願いします。

続きまして、副会長について、ご発言はございますか。

(委員)

宮原委員を副会長に推薦します。学識経験者である宮原委員は、平成30年からの2年間この市民協働推進会議の副会長を務められており、経験も豊富で、この審議会の副会長に適任かと思われますので、推薦いたします。

(司会)

ただいま、宮原委員を副会長にというご推薦がありましたがいかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、宮原委員に副会長をお願いしたいと思います。宮原委員は前の席へご移動をお願いします。

5 会長あいさつ

では、次第5「会長あいさつ」 加藤会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長)

皆さま、こんにちは。前期から引き続き会長を務めさせていただきます榎前町内会長、安城市町内会長連絡協議会会長の加藤でございます。会長にご指名いただきありがとうございます。

今年の3月以降、新型コロナウイルスの影響で、地域の活動や市民活動にさまざまな影響が出ております。イベントの自粛が要請され、皆様の生活にも、市民協働の促進にも大きな影響が出ております。

前回7月に開催された第1回の本会議におきましても、このコロナ禍では今まで通りの事業は実施できないのではないかとのご意見がございました。そこで、今年度(令和2年度)の実施の取組については、当初の計画を見直し、各担当課においてコロナ禍でも実施できる内容に変更していただいております。withコロナの時代でございますので、できることは少しずつでもできる方法でやる、これを合言葉に市民協働を推進してまいりたいと思っております。

本日は、今年度2回目となりますが、改選後、初めての会議となりますので、内容としては、事務局からの説明が主体となります。委員の皆様の協力により、この会議を円滑に進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。

本日は新型コロナウイルス感染防止のため間隔をあけて着席いただいているため、清水委員と園田委員は、通常よりもスクリーンに近い席に座っていただいております。お手数をおかけしますが、清水委員には加藤会長がみえた席へ、園田委員は宮原委員がみえた席へのご移動をお願いいたします。

6 議題

(1) 安城市市民協働推進計画について

それでは、次第6「議題」に移らせていただきます。

委員の皆さまにおかれましては、ご発言をする場合、必ず挙手をしていただき、指名された後、マイクを持ってご発言していただくようお願いいたします。

ここからの進行は、加藤会長をお願いいたします。

(会長)

それでは、議事を進めさせていただきます。議題(1)「安城市市民協働推進計画について」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

【資料の確認・計画概要の説明】

(会長)

ありがとうございます。ただいま事務局からありました説明に対して、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

よろしいですか。では、また後でお伺いするという事です。

(2) 令和3年度安城市市民活動補助金について

それでは、議題(2)「令和3年度安城市市民活動補助金について」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

【補助金・審査について説明】

(会長)

ただいま事務局からありました説明に対して、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

(委員)

質問と提案とをさせていただきたいのですが、まず大元となる自治基本条例を改めて読んできたのですが、第3条第3号のところに、市民参加として市の施策の企画立案、実施及び評価の各過程において市民が主体的にかかわることを保障してくれているというのが、まずあります。そのあとで、25条、26条あたりにアカウンタビリティということと、あとは市民の知る権利というのが書いてあります。

これを保障されているという前提で今から聞くのですが、今回の補助金のことですが、今まで2回変更されています。この趣旨からいって半分が寄付です。半分は行政からお金を出しているということとやっているにもかかわらず、2回の変更が市民参加というプロセスを経ないで行政の独断でやられている。その辺の説明が一切なかったです。この辺一体どうなっているのかなという所が聞きたいのと、なんでこんなふうになってしまったのかなと考えると、多分ルールが出来ていないと、私は思うのです。

市民参加の方はガイドラインができていて、そのガイドラインを見ると、マニュアルまでちゃんと作っています。それによって市民参加に関してはほとんど誰がやっても同じようなレベルでちゃんと事業が成されてきたと思います。それもあって、多分、市民参加の方は10%（市の審議会等の委員総数に対する市民公募委員の割合）です。わずか4%だったのが倍以上の10%まで市民参加が進みました。それにしても、9割の審議体に対してほとんど市民参加が成されていないというのは、非常に問題ですが、それでもそれなりの成果は上がってきたと思います。振り返って市民協働の方を見ると、その辺のところは一切ないのです。県の方は、協働という事を言い出してすぐにルールブックを作りました。安城市の方も、いい加減そろそろ市民協働に関してガイドラインを作っていただきたいと思っているのです。市民参加に関しては、先ほども言ったように、ガイドラインというものがデフォルトになって、きちん

と運用されています。こういう審議やプレゼンテーションをやって全然問題はないのですが、これがない限りは、結局、今回みたいにコロコロ制度が変わってしまうと、職員によって恣意的に運用されてしまっていると言われても仕方がないと思います。半分は市民の支援金が入っているのですから、その辺のところ透明性を持ってしっかりやらないと行政としても少しまずいのではないかと、ということを言いたいです。それで提案ですが、しっかりともうそろそろ市民の協働に関するガイドラインというものを作っていくべきではないのですかと、そういうことをここで審議するのが本当の審議会ではないのですかと、まずは提案したいです。

その上で、自治基本条例にもちゃんと、市長が職員を教育訓練してきちんと協働が努められるようにしましょうということが載っているのです、それを基にして職員の教育をして、それをもって私たち市民にむけて、同じように協働を進めていくということをやっているかないと、尺度が全然ないです。みんなバラバラになってしまっている。こんな事いつまでやっても前には進めません。というところを提案したいので、今すぐというのは無理でしょうから、少なくとも次の審議会までにはどうするかというような、目標の様な、いつまでに何をやるかぐらいはちゃんと示していただきたいと思います。以上です。

(会長)

ありがとうございます。すぐということではないとのことでしたが、何かガイドライン的なものについて事務局のほうで現在考えてみえることがあればお聞きします。

(事務局)

事務局の方からお答えさせていただきます。今回の補助金の改正につきまして2回目の変更をしたところですが、市民参加について足りなかったことは反省すべきところではあります。ただし、手順の過程として1つ行ったことにつきまして、ご説明だけさせていただきます。

市民活動団体様が、補助金はなかなか使いにくいですという意見がございましたので、コロナの中でなかなか意見が集約できませんでしたが、交流センターに登録している全ての市民団体様にアンケートをとらせていただきました。その結果、様式の変更や補助金の制度のハードルが高いということで、先ほど担当の方からご案内させていただいた制度に変えさせていただきました。ただし、その部分が公表していなかったところは、反省しております。今後このような制度改正等、ご意見もありますし、貴重な寄付金をもとにしている補助金ということを考えながら、こちらの方は進めて参りたいと思います。

もう1点、大きな話だと思いますが、ガイドラインについては、難しいところで、今まで進んできているというのが実状ですが、意見もいただきましたので、今後どのようにしていくのかは慎重に議論していきたいと思っております。次回の審議会以降でどのような流れでというところがお話できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(委員)

ありがとうございます。プロセスの方をしっかりと公表して頂いて、こういうものがありましたから、こうしますというのをまずは知らせて欲しいと言っているんで

す。それをやっていただきたいというのと、あとは市民参加と協働というのは車の両輪ですよというのも書いてあり、市民参加だけがどんどん進んでしまって協働が遅れてるというのはとても片手落ちだと思いますので、ぜひその辺のところを考えて制度を作っていただきたいと思います。以上です。

(会長)

ありがとうございます。他はよろしいですか。

(委員)

公募で参加させていただきました。NPOママネットという認可外保育所を西尾と安城に運営しています。設立が2000年なので20年NPOをやっております。立ち上げと行政との連携は、目指してきたのですが非常に難しい。行政手法を委託して受けようと思えば単なる下請け団体です。本来は、行政手法、企業手法ではないNPO手法で、要は行政でも企業でもできない方法論で、事業に取り組むのが本来NPOとか市民団体の動きだと思います。その中で役割分担の協働なら分かるのですが、事業委託のものとか行政の審査による行政手法に合った市民活動だけを採択していけば、これは単なる下請け市民団体になってしまうという風に僕は思っています。

もう1つは、20年もこんな事をやりながら、市民活動の支援とかやってきましたけど、理事長を務めるママネットは、委託事業費という収益性と子育て支援という公益性の両輪で走らせようというつもりで動きましたので、助成金を一度も取りに行こうとしたことすらありません。その中で、年間事業費が2,000万を超え、うちの保育士の時給は平日1,000円と土日1,200円を実際にお支払いして運営をしています。

もう1つは安城で間伐こもれび会という間伐する団体に2年半前から入っているのですが、ここはアイシングループNPO支援補助金、デンソーの補助金、さらに愛知の森と緑の助成金、セブンイレブン助成金。例えばアイシンさんとかデンソーさんはCSRに近い市民活動の支援をされています。それから行政の県民税のなかで財源を作りながら森と緑の助成金をやっている愛知県の助成金と、セブンイレブンは自立・継続・発展性のある、要は収益性もあるような事業しか入らないですね。去年はこの4つの助成金を取らせていただきました。さらに今年は、緑の募金助成金と全国区は2つ、今年はさらに取らせていただいて、全部事業内容は違いますが、去年200万、今年は大体270万くらい助成金をいただいております。

何が言いたいのかというと、本来市民と行政との協働で事業実施能力、あるいは会計の能力、報告書の申請能力とかがある程度ないと、行政は安心して協働出来ない。ただ、この仕組みの中で実施能力のある市民団体が多分挙がってきてないはずで、各課、各部にも。要は本来立ち上げから5万円からお金ばらまいて何とか育てようとかいうのも分かるのですが、もうすでに事業企画能力、実施能力、更に会計報告等の経理能力のあるところは実は行政とは絡まずに勝手にやっているのです。

そういう意味で言うと、本当に協働を進めるのなら、まず調査からやってもらいたい。もちろん市民交流センターに僕も入ってますし、運営委員長をやらせていただいていますし、分かるのですが、こういう仕組みの中に入り込まないと、行政との協働が出来ない。名簿に載らない。でも本来実施・継続・発展性のある責任ある事業実施能力のある団体は、実は行政に頼らずに自分で活動費を稼ぎ、さらには、企業の厳しい助成金をとって動いてるので、本来、協働すべきは幼稚園、小学生の団体ではなく

て高校、大学の市民団体とまず連携して実績を作るべきだと思っています。すみません。今までの皆さんのご努力は十分理解してます。今までの動きを理解せずに突然参加してこんなことを言うのは申し訳ないとは思ったのですが、つい話してしまう性格ですから、お許してください。

(会長)

ありがとうございました。事務局のほうで何かございますか。

(事務局)

一言だけお話をさせていただきます。すでに自立している団体がいるというところですが、先ほどお話をさせていただきました市民活動団体への補助金に関するアンケートの中で、お金は特に必要と感じてはいないというところもありました。ただ、お金を必要とじているというところもありましたので、今回スタートしているまだ自立をしていない団体に向けてスタート事業を新設しました。こちらについては、担当の方からも採点の基準等はお示しさせていただきましたが、まだ数年の設立団体ですので、自立前の段階ということで、温かい目で審査していただきたいと思います。と思っています。

もう1点、行政協働型というものを設立させていただいております。こちらについては昨年度までは、行政からこういった内容で提案しますので、団体さんできませんかというものでしたが、今回、団体さんからの提案で市と協働できることがないかという提案に対して、市が答えるということにさせていただきました。市民活動センターの相談窓口でも、協働について市と一緒に関わり合えるというところがすごく有効であったといった相談の結果もいただいております。そういった話も聞いておりますので、一歩ずつではありますけれども、自立している団体さんと協働できるものについても、少しずつですけれども進めていきたいと思っていますので、その部分も踏まえて、今回補助金の改正をさせていただきました。ご報告をさせていただきました。

(会長)

ありがとうございます。よろしいですか。徐々に改善はしてきていると思います。私も去年からなんですが、審査の書類ですとか、プレゼンテーションを見てみないと話が前に進まないところがあります。どんなものが上がってくるのかとか分かりづらいところがありますので、まだ時間がございますし、随時プレゼンの前の段階の書類の審査もありますので、いろいろ気付かれた所をご指摘いただければと思います。

(副会長)

今回の事業ですが、企業等も対象になってきますよね。登録団体であれば。協働提案型事業とかは、企業も協働して市民とか団体とかと連携してということもあると思うのですが、このプロモーション自体は今回どのようにされるか、伺ってもよろしいですか。先ほどの委員のご意見からすると、最近企業さんも地域課題や社会課題を解決するために、プラスαの新しい投資的な取り組みとしていろいろなことをやっていて、むしろその方が財政基盤もある程度あり、もしくは地域の方を見つけながら自分の所の自主事業にしていくみたいなこともあって、うまく市民活動とコラボレーションしているところも増えてきていると思います。その辺はうまく広報の仕方で検討

されているとか、新しくされていることとかあれば教えていただきたいです。

(会長)

事務局のほう、お願いします。

(事務局)

広報につきましては、通常通りの広報ですとかホームページ等で周知をさせていただいたというのが前提ですけれども、補助金の説明会というものを開催させていただきました。このコロナの状況で出席人数が少なかったというのが現状ですけれども、その後、市民活動センターから登録団体向けに各団体様にご案内はさせていただいております。今回改正をしたということもありましたので、安城市から改めて団体に案内させていただきました。登録のある団体が前提にはなってくる事業ですけれども、新たな人材発掘という意味で、ホームページ等は活用していきながら新たなツールですとか何かあれば検討していきたいとは思っております。

(副会長)

ありがとうございます。そこらへんをこれから改善していけるといいのかもしれないですね。今までの登録団体は、どうしてもある程度の分野的な偏りとか出てくると思うのですが、今、中小企業もかなり大変で、そういった状況ではないところも多いかもしれませんが、うまく企業さんと連携していけるといいかなと思いました。ありがとうございます。

(会長)

ありがとうございます。よろしいですか。

(委員)

企業連携で、15万なら企業は出すので、そういう連携での事業は出てこないのではないかと思います。ある意味行政が3分の1、協働する企業が3分の1とか、正直、うちは託児所を企業に作ってもらいます。建設費、電気水道代全部企業持ちのまま20年きてるのです。従業員とお客様と地域に開かれたその企業のCSRの事業として、開かれた保育所を20年やっています。その協働で企業がかけた費用は最初3店舗だったので、数千万でしょう。正直企業連携のほうが楽ですし、簡単ですし、企業メリットを提示しながら企業のCSRと市民がどう連携するのか。あるいは企業自体が抱えている課題を市民団体とどう解決するのかの方が話は早いし予算も出るし、とても楽なのです。だけど、あの提案型の15万の中に、その企業が手を挙げてくれるとは思えない。そういう意味で言えば行政・企業・市民の連携で、お金も行政だけではなく企業も負担しながら、という様な仕組みなら何か動かせるような気がするのですが、企業に行って15万取りにいくのに、一緒に動かしてくださいとは、私は言えないです。今年はこのままやってください。

(会長)

はい、ありがとうございます。よろしいですか。

さっきも言いましたが、ものを見てみないとイメージが掴みにくいところがあると思います。

それではご意見ございませんようなので、議題につきましては、以上で審議の方は終了したいと思います。おかげさまでスムーズに進行できましたこと、ありがとうございます。ここからの進行は、事務局でお願いします。

(司会)

ありがとうございました。

続きまして、次第7「その他」今後のスケジュールについて、市民協働係長から説明させていただきます。

(事務局)

本日は、貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございます。いただいたご意見を踏まえ、計画の推進をしてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。なお、本日の資料及び議事録につきましては、市公式ウェブサイトへ掲載し公表してまいりますのでよろしくお願いいたします。

今後のスケジュールについてですが、次回の会議は、市民活動補助金本審査の公開プレゼンテーションを兼ねております。令和3年1月23日(土)午前9時15分から開催する予定をしております。通知につきましては、後日、改めてお送りしますので、ご予定をよろしくお願いいたします。

なお、先ほどの議題の中で説明させていただきましたとおり、事前に書類審査をしていただきたいと存じますので、その書類も後日お送りさせていただきます。去年は6件でしたが、今年は19件と非常に数が多くなっておりますので、お手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和2年度第2回安城市市民協働推進会議を終了いたします。ありがとうございました。

対応検討事項

- ・ 補助金制度変更に係る市民参加の在り方
- ・ 協働のガイドライン作成